

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	子どもの医療費の給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

愛南町は、子どもの医療費の給付に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

愛南町長

公表日

令和3年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	子どもの医療費の給付に関する事務
②事務の概要	<p>愛南町子ども医療費助成条例及び愛南町子ども医療費助成条例施行規則並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務において取り扱う。</p> <p>1 子ども医療費助成の受給資格に関する事務 ①資格取得及び変更、喪失に関する届出等の受理 ②氏名及び住所並びに加入医療保険の変更に関する届出等の受理 ③受給資格証の交付</p> <p>2 子ども医療費助成の給付に関する事務 ①支給申請に基づく審査、支給決定及び支払 ②レセプト情報の管理、過誤処理</p>
③システムの名称	1 福祉医療システム 2 住民登録システム 3 個人住民税システム 4 国保健康保険システム 5 団体内統合宛名システム 6 中間サーバ

2. 特定個人情報ファイル名

子ども医療費助成事業情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第2項
--------	-----------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民課
②所属長の役職名	市民課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	愛南町総務課 住所 〒798-4196 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地 電話番号 0895-72-1211
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	市民課 住所 〒798-4131 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2487番地 電話番号 0895-72-7300
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・消失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	町民課長 中尾 滋	町民課長 赤松 邦彦	事後	人事異動に伴う変更
令和1年6月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 福祉医療システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー	1 福祉医療システム 2 住民登録システム 3 個人住民税システム 4 国保健康保険システム 5 団体内統合宛名システム 6 中間サーバー	事後	使用するシステムの追加及びシステム名称変更
令和1年6月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第14号	番号法第19条第8号	事後	法令にあわせて修正
令和1年6月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	町民課長 赤松 邦彦	町民課長	事後	所属長氏名削除
令和1年6月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	電話番号 0895-72-1211	電話番号 0895-72-7300	事後	連絡先電話番号変更
令和1年6月1日	IV リスク対策	なし	「IV リスク対策」に記載のとおり	事後	様式変更による追加
令和3年9月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	法改正による号ずれに伴う変更